

保険証が変わります！



▲見本：一般被保険者証

12月1日に国民健康保険の被保険者証（保険証）が更新されますが、今回の更新より保険証がこれまでの世帯一枚から、一人一枚のカード様式に変わることになりました。

被保険者がそれぞれ一枚ずつ保険証をお持ちいただく
ことになります。これまで以上に、紛失等に注意をして
ください。

国保の加入・脱退はお早めに！

※国保への加入が遅れると、加入資格を得た時点まで保険税をさかのぼって納めなくてはなりません。逆に国保をやめる届け出が遅れると、知らずに職場の健康保険料と国保税を二重に支払ってしまうことになります。

※子供が生まれたときは、出産一時金と乳幼児医療証の交付申請、国保の被保険者が死亡したときは葬祭費の申請が、それぞれ必要になります。ご不明な点はお問合せください。

問合先：

国保健康課国保医療係 ☎⁴² 8721

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入	転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	被扶養者でない証明書、印かん
	子供が生まれた	保険証、印かん
やめるとき	他の市町村に転出	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入	国保保険証、職場の健康保険証（または加入の証明書）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	国保の被保険者が死亡	保険証、印かん
その他	同じ市町村内で住所変更	
	世帯主や氏名が変わった	保険証、印かん
	世帯が分かれたり、一緒になった	
	修学のため、別に住所を定める	保険証、在学証明証（学生証でも可）、印かん
	保険証をなくした	身分を証明するもの（運転免許証など）、印かん

住民基本台帳カード及び公的個人認証（電子証明書）の取得について

住基カードおよび電子証明書の発行は市民課で行っています。同時に取得する場合は、印鑑・顔写真付の本人確認書類（免許証・パスポート等）・写真付の住基カードを希望される方は6ヶ月以内に撮影した写真（縦4.5cm×横3.5cm）1枚・手数料1,000円をご持参ください。（住基カードのみの場合は500円）

すでに住基カードをお持ちの方が電子証明を取得する場合は、住基カード・顔写真付住基カードでない場合は顔写真付の本人確認書類（免許証・パスポート等）・証明手数料 500 円をご持参ください。

- ・電子証明の有効期間は発行の日から３年間です。
- ・発行した電子証明書を利用するにはICカードリーダーライタが必要となります。
- ・住基カード（顔写真付）は本人確認書類としてご利用いただけます。

詳しくはホームページをご覧ください。

住基カード: http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/juki_card.html

電子証明書（公的個人認証サービス）：<http://www.jpki.go.jp/index.html>

発行についての問合先：市民課 ☎⁽⁴²⁾ 8720

締め切り
せまる!!

ポルテプレミアム

11月末日まで

坪単価(3.3㎡)あたり

25.8

万円(税込)より

のこり
わずか

北条町東南 残り2区画

分譲地 **1,125** 万円~

アイフルホーム 加西店

(株) 三宅工務店

TEL.0790-43-0711

〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾314-1

■詳しい内容等につきましてはお問い合わせください。

農業所得の申告には収支計算が必要です。

平成18年分の確定申告から、農業所得については、すべて収入金額から必要経費を差し引いて所得を算出する収支計算によって申告しなければならなくなりました。

いよいよ平成 19 年分の収支計算を行う時期が近づいてきましたので、今年 1 年間の収入や支出について出荷明細（伝票）や領収書などを整理・確認し、確定申告に備えてください。

収入金額となるもの 項目	具体的な内容
農産物の販売金額	1年間の販売金額
家事消費等	自家用（贈答用を含みます。）及び事業用に消費したもの。
雑収入	作業受託収入、補助金、共済金など

必要経費となるもの	項目	具体的な内容
雇人費		常雇、臨時雇人費などの労賃、賄費など
小作料・賃借料		地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料、カントリーの利用料など
減価償却費		農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費
利子割引料		農業に係る借入金（農業近代化資金等）の支払利息
租税公課		租税・・・農業用資産の固定資産税、不動産取得税、自動車税など 公課・・・水利費、農協組合費など
種苗費		種もみ、種子苗などの購入費
肥料費		肥料の購入費用
農機具費		取得価額が 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満の農具の購入費用
農薬・衛生費		農薬の購入費用、共同防除費など
諸材料費		ビニール、縄、針金などの購入費
修繕費		農機具、農業用車両などの修理に要した費用、車検代など
動力光熱費		農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費
作業用衣料費		作業衣、長靴などの購入費用
農業共済掛金		水稻、農業用車両などに係る共済掛金
荷造運賃手数料		出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料
土地改良費		土地改良事業の受益者負担金
雑費		上記以外の費用で農業に関連して支払う費用（農業の専門誌、事務用品代など）

ホームページでは、簡易な「農業所得の収支計算書」を掲載しています。 <http://www.city.kasai.hyogo.jp/>

問合先：税務課税制係 ☎(42) 8712

確定申告は で！

インターネットを通じてご自宅のパソコンから確定申告書を提出することができます。そのためには右の事前準備が必要です。

【e-Taxを利用するとこんな特典が・・・】

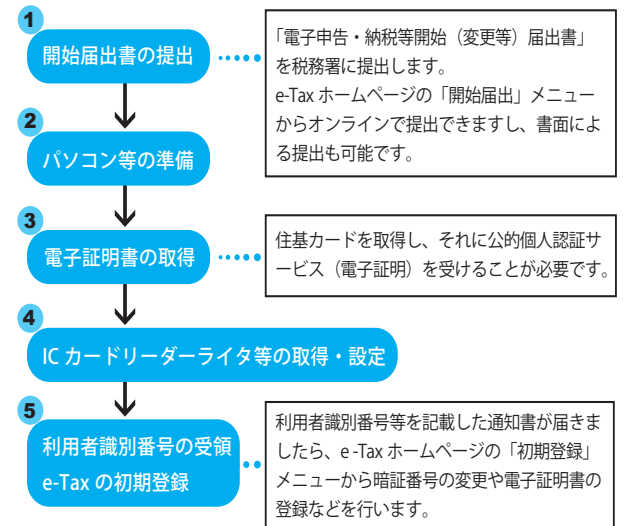
①本人の電子署名と電子証明書を併せて送信した場合、所得税額から 5,000 円（その年分の所得税額を限度）の税額控除を受けることができます。※税額控除の適用は、平成 19 年分または、平成 20 年分のいずれか 1 回です。

②源泉徴収票や医療費の領収書、社会保険料控除等の証明書の添付が省略できます。※3年間は各個人で保管しておく必要があります。この制度は平成19年分以後の所得税の確定申告について適用されます。

問合先：社稅務署（個人課稅部門） 0795 ④2 8204

e-Tax のホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

手続きの流れ



(注) 電子証明書の取得手続きは p 10 を参照

☆家屋を新築・増築・滅失された方は、ご連絡をお願いします。

問合先：税務課資産税係 (☎⁴² 8713)